

## **【事案Ⅲ－7】自然災害共済金請求**

・2019年11月13日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人は、2018年に発生・襲来した台風20号および同21号により建物が損壊したとして、自然災害共済金の支払を請求したが、被申立人は、その一部についてのみ認めることができるにすぎないとしたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、2018年の台風20号および同21号により、申立人所有の建物につき生じた損害額を183万7,840円（当初請求142万9,600円、追加請求40万8,240円）として、約款・事業規約に従い、共済金を支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 台風21号は近年にない超大型台風で、本件建物においては暴風が家を持ち上げ、和風家屋特有の換気構造の隙間を拡げ、その隙間から高圧洗浄ノズルで無理やり雨を流し込んだような状態から損害が生じた。
- (2) 本件損害（当初請求および追加請求）の明細は、業者作成の見積書のとおりである。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 調査員が実施した調査の結果によれば、本件損害額中、当初請求に係る部分は39万5,712円に止まる。追加請求は24万9,000円を損害額と認める。
- (2) 申立人は、暴風雨が家を持ち上げ、隙間を作ってその隙間から水濡れを招いたと主張するが、そうであれば、屋根が飛ぶか外壁が割れるものと思われるが、そのような痕跡は確認できない。

### **<裁定の概要>**

「2018年の台風20号および同21号により、申立人所有の建物につき生じた損害額は、64万4,712円であり、その余の請求は認められない」と裁定し、裁定手続を終了した。

#### 1. 申立人が主張する損害額183万7,840円に係る立証責任は、申立人が負担するもの

である。申立人が提出した証拠資料は、当初請求および追加請求を通じて、見積書であることを示す表題の下に、修理を要するとする箇所についての工事の最低限の仕様、単価、金額等が簡単に記載されたものに過ぎず、損害額を認定するには到底足りない資料と言うべきである。

2. 申立人は、強風によって建物が、持ち上げられ、それにより発生した隙間から高圧洗浄ノズルで雨が流し込まれたような状態となったため、建物内に発生した漏水は風災事故に当たるといふ趣旨を強く主張するが、建物の躯体（柱・梁等）は専用の金物や釘、あるいは継手を用いて相互を固定しており、これらが仮に強風によって持ち上げられた場合、固定部分が引き抜けることになる。そして、引き抜けた金物や釘は、風が止んだからといって再び木材に差し込まれることはなく、発生した隙間や歪みが僅かでも生じれば、窓やドア等の建具は著しく開閉に支障を来すはずである。本件においては、上記のような隙間・歪み・建て付け不良の状態が残存していることはおよそ認められず、また、瓦の飛散や雨樋の脱落も見受けられないことから、申立人の主張するような状況が発生していたものとは認めることができない。